

## 【人間教育学部 教育・心理学科 履修規程】

### （趣旨）

第1条 この規程は学則第32条に基づき、人間教育学部教育・心理学科の授業科目の種類・単位数及び履修方法等について規定するものである。

### （専攻・コース）

第2条 保育・幼児教育及び学校教育に関する複合的・専門的な力量を持った人材を養成するため、教育・心理学科に「初等・中等（英語）教育専攻」および「心理・文化専攻」を置き、それぞれ求められる専門性に応じたカリキュラムで構成する。

2 「初等・中等（英語）教育専攻」には、「児童生徒教育コース」と「こども発達コース」を置く。

### （授業科目）

第3条 授業科目は、基礎教育科目、共通科目を含む専門教育科目、学校図書館司書教諭に関する科目、学芸員に関する科目とする。

2 前項に示す授業科目とは別に、外国人留学生のみに開設する科目を置き、さらに外国人留学生の教育について必要があるときは、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目および自由科目に区分する。

（1）必修科目は、卒業するために必ず修得しなければならない科目

（2）選択必修科目は、指定された複数の科目から選択して修得しなければならない科目

（3）選択科目は、卒業するために各コースの定める科目のうちから適宜選択して修得しなければならない科目

（4）自由科目は、単位の認定はされるが、20単位を超えては卒業所要単位には加算されない科目

4 教育・心理学科に開設する授業科目の名称及び単位数は各専攻・コースの授業科目配当表に掲げるとおりとする。

5 前項に定めるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

### （自由科目）

第4条 学生は学則第28条に基づき、他大学等において履修した授業科目について本学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる他、他学部、他学科及び他専攻・コースにおいて履修した授業科目を自由科目として認定することもできる。

### （大学以外の教育施設等における学修）

第5条 学則第29条及び第30条に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち本学科が別に定める検定等の成果について、卒業に必要な単位として認定することができる。

### （標準修得単位）

第6条 各学年における標準的な修得単位は、以下のとおりとする。

| 各学年     | 1年次  | 2年次  | 3年次  |
|---------|------|------|------|
| 標準修得単位数 | 31単位 | 62単位 | 93単位 |

### （履修登録単位数）

第7条 年間の履修登録単位数は、原則として49単位以下とする。ただし、前年度のGPA（Grade Point Average）が3.2以上である者は、49単位を超えて履修することができる。

### （進級要件）

第8条 進級の判定に関する事項については、以下のとおりとする。

2 次に掲げる進級要件の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目の単位数を除

く。)等を満たさない者、あるいは前年度のGPAが原則1.0未満の者は、現年次に留めおく。

| 専攻・コース        |           | 進級年次 | 進級要件         |
|---------------|-----------|------|--------------|
| 初等・中等（英語）教育専攻 | 児童生徒教育コース | 2年次  | 標準修得単位数の5割以上 |
|               | こども発達コース  | 3年次  | 標準修得単位数の5割以上 |
| 心理・文化専攻       |           | 3年次  | 標準修得単位数の5割以上 |

3 ただし、前項に限らず教授会が必要と認めた場合は、進級できる。

（卒業の要件）

第9条 学則第43条に基づき学生は本大学を卒業するためには、本大学に4年以上在籍し、表1に示すとおり、各専攻・コースの定めるところにより基礎教育科目から、人間的成長を促す領域10単位、情報の活用と表現力を高める領域4単位を含む24単位以上、共通科目を含む専門教育科目から100単位以上の、合計124単位以上を修得しなければならない。

表1 人間教育学部教育・心理学科の卒業要件単位数

| 科目区分   | 専攻・コースおよび領域     |           | 必修単位 | 合計単位    | 卒業要件単位  |
|--------|-----------------|-----------|------|---------|---------|
| 基礎教育科目 | 人間的成長を促す領域      |           | 10単位 | 24単位以上  | 124単位以上 |
|        | 情報の活用と表現力を高める領域 |           | 4単位  |         |         |
|        | 自由科目            |           |      |         |         |
| 専門教育科目 | 初等・中等（英語）教育専攻   | 児童生徒教育コース | 83単位 | 100単位以上 |         |
|        |                 | こども発達コース  | 69単位 |         |         |
|        | 心理・文化専攻         |           | 32単位 |         |         |
|        | 自由科目            |           |      |         |         |

（資格・免許の取得）

第10条 教育職員の免許状を得ようとする者は、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を履修修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める小学校・中学校・高等学校教諭普通免許状を有し、かつ学校図書館司書教諭講習規程第3条及び同附則第2項の規定に定める単位を履修修得しなければならない。

第11条 保育士の資格を得ようとする者は、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、学則第34条第1項に基づき、人間教育学部教育・心理学科初等・中等（英語）教育専攻こども発達コースの履修要項別表に定める科目・単位を定められた履修方法により履修修得しなければならない。

2 編入学者、転学者及び転学部・転学科・転コース者が保育士の資格を取得する場合、保育士資格取得に関する単位の認定に関しては、厚生労働省の通知に基づくものとする。

第12条 社会福祉法第19条に定められた社会福祉主事になるための任用資格（社会福祉主事任用資格）を得ようとする者は、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、厚生労働省通知による指定科目読替により本学で定められた科目・単位を履修修得しなければならない。

第13条 人間教育学部教育・心理学科において公認心理師の国家試験の受験資格を得ようとする者は、学則第43条の規定による卒業の要件を満たすほか、公認心理師法第7条に基づき、同法施行規則第1条に定める公認心理師となるために必要な科目を履修し、かつ定められた単位数を修得しなければならない。さらに、同法施行規則第2条又は第5条及び第6条の条件を満たさ

なければならない。

第14条 博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、博物館法及び同法施行規則に定める単位を履修修得しなければならない。

第15条 本学学長名で授与される「日本語教員養成課程修了書」を得ようとする者は、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、本学で定められた科目・単位を履修修得しなければならない。

第16条 本学学長名で授与される「学校心理支援プログラム修了証」を得ようとする者は、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、本学で定められた科目・単位を履修修得しなければならない。

（開講授業科目の公示）

第17条 毎学期に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次、授業時数及び担当教員名は、その学期の始めにこれを公示する。

（その他）

第18条 本規程に定めのない事項や詳細については履修要項、その他において別に定める。

（規程の改廃）

第19条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程第6条及び第8条については令和2年4月1日から適用する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

【看護栄養学部 看護学科 履修規程】

(趣旨)

第1条 この規程は学則第32条に基づき、看護栄養学部看護学科の授業科目の種類・単位数及び履修方法等について定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

2 授業科目は必修科目及び選択科目に分ける。

3 本学科に開設する授業科目の名称及び単位数は看護栄養学部看護学科授業科目配当表に掲げるとおりとする。

4 前項に定めるもののほか教授会の議を経て臨時に授業科目を開設することがある。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第3条 学生は学則第28条、第29条及び第30条に基づき、当該学科以外で履修・修得した単位及び学修の成果について、卒業に必要な単位として認定することができる。

(標準修得単位)

第4条 各学年における標準的な修得単位は、以下のとおりとする。

| 各学年     | 1年次  | 2年次  | 3年次   |
|---------|------|------|-------|
| 標準修得単位数 | 40単位 | 80単位 | 105単位 |

(履修登録単位数)

第5条 学生が年間に履修科目として登録できる単位数を、原則49単位までとする。ただし、前年度のGPA (Grade Point Average) が2.5以上である者は、49単位を超えて履修登録できる。

(進級要件)

第6条 進級の判定に関する事項については、以下のとおりとする。

2 次に掲げる進級要件の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目の単位数を除く。）等を満たさない者は、現年次に留めおく。

| 進級年次 | 進級要件                                                                                                |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3年次  | 2年以上在籍し、かつ1,2年次に開講されている基礎教育科目及び専門教育科目の必修科目のうち、3科目以上の単位未修得科目がないこと。                                   |
| 4年次  | 3年次に1年以上在籍し、3年次までに開講されている基礎教育科目及び専門教育科目の必修科目のうち、3科目以上の単位未修得科目がないこと。ただし、学外実習については2科目以上の単位未修得科目がないこと。 |

3 ただし、前項に限らず教授会が必要と認めた場合は、進級できる。

(卒業要件単位数)

第7条 学生は、基礎教育科目中、人間的成長を促す領域 7 単位以上、情報を活用し表現力を高める領域10単位以上、基礎教育科目の中から選択 4 単位以上、専門教育科目中、看護の基盤となる領域31 単位以上、看護の軸となる領域43 単位以上、実践力を発揮する領域31 単位以上、看護の発展となる領域の中から選択 2 単位以上、合計128 単位以上履修修得しなければならない。

2 外国人留学生は必要があるとき、人間教育学部に開設される日本語及び日本事情に関する科目を履修することができる。ただし、修得した単位は卒業要件単位として算入されない。

(卒業の要件)

第8条 学生は大学設置基準に規定する卒業資格を得るためには、本学においては学則第43条に規定する全単位を履修修得しなければならない。

（資格・免許の取得）

第9条 看護師の国家試験の受験資格を得るには、本学においては学則第35条第4項に規定する全科目を履修し単位を修得しなければならない。

第10条 保健師の国家試験の受験資格を得るには、本学においては学則第35条第4項に規定する全科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項の国家試験の受験資格を得るための単位を修得しようとするものは、保健師選択のための選考基準を満たしていなければならない。

3 前項の選考基準は別に定める。

第11条 助産師の国家試験の受験資格を得るには、本学においては学則第35条第4項に規定する全科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項の国家試験の受験資格を得るための単位を修得しようとするものは、助産師選択のための選考基準を満たしていなければならない。

3 前項の選考基準は別に定める。

第12条 教育職員の免許状を得るには、学則第43条に規定する卒業の要件を満たすほか、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の免許状を得るための単位を修得しようとするものは、教職選択のための選考基準を満たしていなければならない。

3 前項の選考基準は別に定める。

（開講授業科目の公示）

第13条 毎学期に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次、授業時数及び担当教員名は、その学期の始めにこれを公示する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程第4条及び第6条については令和2年4月1日から適用する。

この規程第7条については令和4年4月1日から適用する。

この規程第4条及び第7条については令和5年4月1日から適用する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

【看護栄養学部 健康栄養学科 履修規程】

（趣旨）

第1条 この規程は学則第32条に基づき、看護栄養学部健康栄養学科の授業科目の種類・単位数及び履修方法等について定めるものとする。

（授業科目）

第2条 授業科目は、基礎教育科目、専門教育科目、教職に関する科目及びその他の資格に関する科目とする。

2 授業科目は必修科目及び選択科目に分ける。

3 本学科に開設する授業科目の名称及び単位数は看護栄養学部健康栄養学科授業科目配当表に掲げるとおりとする。

4 前項に定めるもののほか教授会の議を経て臨時に授業科目を開設することがある。

（大学以外の教育施設等における学修の単位認定）

第3条 学生は学則第28条、第29条及び第30条に基づき、当該学科以外で履修・修得した単位及び学修の成果について、卒業に必要な単位として認定することができる。

（標準修得単位）

第4条 各学年における標準的な修得単位は、以下のとおりとする。

| 各学年     | 1年次  | 2年次  | 3年次  |
|---------|------|------|------|
| 標準修得単位数 | 31単位 | 62単位 | 93単位 |

（履修登録単位数）

第5条 学生が年間に履修科目として登録できる単位数を、原則49単位までとする。ただし、前年度のGPA（Grade Point Average）が2.2以上である者は、49単位を超えて履修登録できる。

（進級要件）

第6条 進級の判定に関する事項については、以下のとおりとする。

2 次に掲げる進級要件の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目の単位数を除く。）等を満たさない者は、現年次に留めおく。

| 進級年次 | 進級要件   |
|------|--------|
| 3年次  | 40単位以上 |

3 ただし、前項に限らず教授会が必要と認めた場合は、進級できる。

（卒業要件単位数）

第7条 学生は、基礎教育科目において人間発達の分類からは4単位を上限とする32単位以上、専門教育科目92単位以上、合計124単位以上履修しなければならない。

2 外国人留学生は必要があるとき、人間教育学部に開設される日本語及び日本事情に関する科目を履修することができる。ただし、修得した単位は卒業要件単位として算入されない。

（卒業の要件）

第8条 学生は大学設置基準に規定する卒業資格を得るためには、本学においては学則第43条に規定する全単位を履修修得しなければならない。

（資格・免許の取得）

第9条 管理栄養士の国家試験の受験資格を得るには、本学においては学則第35条第3項に規定する全科目を履修し単位を修得しなければならない。

第10条 栄養士の資格を得ようとする者は、学則第43 条に規定する卒業の要件を満たすほか、栄養士法並びに同法施行規則に定められた科目として、本学が別に定める科目・単位を履修修得しなければならない。

第11条 教育職員の免許状を得ようとするものは、学則第43 条に規定する卒業の要件を満たすほか、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 栄養教諭免許状に係る科目については平成17 年度より開講する。ただし、平成14 年度入学生より適用することとする。

第12条 フードサイエンティストの資格を得ようとする者は、学則第43 条に規定する卒業の要件を満たすほか、食品科学教育協議会で定められた授業科目として本学が別に定める科目・単位を履修修得しなければならない。

第13条 純心のこころと食生活のエキスパート認定証を得ようとする者は、学則第43 条に規定する卒業要件を満たすほか、本学が別に定める科目・単位を履修修得しなければならない。

（開講授業科目の公示）

第14条 毎学期に開講する授業科目の名称、単位数、配当年次、授業時数及び担当教員名は、その学期の始めにこれを公示する。

#### 附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程第 4 条及び第 6 条については令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この規程第 4 条及び第 7 条については令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。